

環境に配慮した船舶の入港料の減免に関する要綱

神戸市港湾局
令和3年8月3日決定

(目的)

第1条 この要綱は、環境に配慮した港湾として神戸港を国内外にアピールするとともに、環境に配慮した船舶の普及および神戸港への寄港を促進することを目的とする。

(対象船舶)

第2条 減免の対象となる船舶は、グリーンアワード財団 (Green Award Foundation) が認証する船舶とする。なお、グリーンアワード財団とは、オランダに本部を置く、海洋環境保護及び船舶の安全運航等に関して活動する非営利活動法人を指す。

(減免額)

第3条 前条の条件を満たす船舶に係る入港料の10%を減免する。但し、減免額に1円未満の端数が生じた場合、入港の都度これを切り上げるものとする。

(減免の申請)

第4条 減免を受けようとする者は、あらかじめ、様式で定める入港料減免申請書及びグリーンアワード財団が発行する証書の写し等を市長に提出しなければならない。

(補則)

第5条 この取扱いに定めるもののほか、必要な事項は、神戸市入港料条例及び同施行規則を適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年8月3日から施行する。但し、グリーンアワード財団認証船舶の減免については、同財団とグリーンアワード・プログラムへの参加について合意した日以降、適用する。